

## 《新刊紹介》

ウィリアムA. ロブソン著・高橋達男訳

『政府と企業——英国における産業国有化の実態——』

William A. Robson

*Nationalized Industry and Public Ownership Revised second edition, 1966*

経済の高度成長により、過大都市が発生し、その再開発とそれを補完する意味の地域開発が計画され社会資本の投資が増加し、公営または国などの出資による特殊会社が続出した。そこで「公の性質」をもった企業についての研究がますます盛んになって、政府と企業の関係を中心とした著書や論文が漸次出版されている。

この問題についてはたんに行政的な制度としてよりも、政府出資による法人の公共目的達成のために私企業的経営による経済性の追及ができる制度はなにか、どういう運営が必要かという経済または経営の制度としての研究が必要なのである。抽象論としてはすでに公刊されたものもあるし、議論の余地は少なくなっているが、具体的な環境と経済構造の下でどんな経過と論議が行なわれたかということになると十分に明らかでない。これらの問題について一つの解答を出したものがロブソンの *Nationalized Industry and Public Ownership* である。国会や委員会、学者の議論の経過を明らかにするためには、自然に資料が膨大になり書物の頁数が多くなることはやむをえないが、それらをまとめたものはそれだけ多くの示唆が得られる。本書はこの意味において行政当局者にとっても、公共企業体などの経営者にとっても、またこの種の問題研究者にとっても、まことによい資料であり、裨益するところが多いと思う。

ことに英国は保守的な国であるといわれているが、政策としてはかなり先端を行っている。試みに、運輸関係を見ても法制的には欧大陸や米国などよりもはるかに新しい試みをしているが、実際の運用はまだまだ軌道にのったものといえないことは、日本の場合とあまり変わらないところもあって悩みが多いようである。そのあたりがまだ経営の実務をはなれた遊離した議論があることと、行政官共通の悩みをもっていることによるのであろう。この書物をとおしてこれらのことを明らかにすることができることはうれしい。

たとえば鉄道と自動車の競争問題について西独やフランスが統制主義に傾いた政策を依然として修正しながら採用しているのに、英国では1949年に各運輸機関の経営を買収して国営とし、徹底した計画経済的統制に走りながら、その成果が芳しくないことを見て、5年の経験でむしろ逆の自由競争に180度の転換をし、自動車を大部分民間に買却し、鉄道の公共性にもとづく時代おくれの義務を排除し、公共企業体の経営でありながら自由競争を行なわせることになった（同書、139頁）。運賃の決定に自主性をもち、運輸審判所の判定も不要とし、運賃などの公表義務ももたないのであるが、それでも実際は、インフォーマルな方法でかなり圧力を加えられており、鶴の一声できめられている（174頁）。大臣は大わらわになって政府の要求は「干渉ではない」この決定は運輸委員会（公共企業体）が「進んで協力したもの」であると繰り返している。大臣は運輸委員会がなぜ財政悪化を承知のうえで進んで値上案を撤回したのかという理由を明らかにしていない。政府の圧力に屈したのだと考えざるをえないところである。また1951年次以降、少なくとも三回調定機関の裁定によらず鉄道の労働賃金紛争に介入している。このようにして法定の義務である独立採算が確保できなくなったことと、政府の国有産業政策を大臣みずから踏みじっている。

ロブソンはいう。公共企業体の理事者が大臣の圧力に抵抗すべきであった。総裁の辞職、とくに各理事もともに総辞職をするぞと開き直れば、公共企業体問題を内々に処理しようとしている大臣にこれを受けて立つ気構えなどなかったであろう。もっと頻繁にこの手を使ってもよかったはずである。大臣の政策に反対して辞職したとなれば、辞職の理由が世間に知れわたるのである。「責任分担の明確化」についてこのように述べている。わが国でもこのような事例がよく見受けられる。

また1966年に入り、インフレ対策として価格決定に

関して大臣の意見を求める定めは「物価、所得法」にもとづく権限により、私企業と同様に国有産業に対しても適用されることになった。したがって各国有産業の全般的な財政目標の背景に違いはあるが、価格の引上げを検討するに際しては、「物価、所得国家委員会」は、価格の引上げ、その時期および能率昂上によって節約できる程度について、十分検討を加え、その正当な理由の存否を判断されるのである(560頁)が、正当な理由があっても国全体の立場からわが国のように公共料金として抑制されることがあるのか否かは説明が略されている。これは重要な点であるからなお研究が必要である。圧力をかけながら責任をとらないような権限の行使は不当である。これらの問題をめぐる公共企業体に対する政府の統制、議会の質疑応答についての意見の集録だけでも本書第六章と第七章 159 頁から 205 頁にわたる 47 頁を費やして詳述している。

「本書の構成概要」第 1 章現代の公企業、第 2 章国有化の動機と背景、第 3 章英国の公共企業体、第 4 章

組織と管理、第 5 章競争と独占、第 6 章政府の統制、第 7 章議会の質疑、第 8 章公共責任、第 9 章理事会、第 10 章消費者委員会と諮問委員会、第 11 章財務、第 12 章労使関係、第 13 章研究、第 14 章事業の拡張、第 15 章業績、第 16 章公有、附録(1)イタリーの公有、(2)国有産業の財政経済目標、参考文献。

「ロブソンの紹介」ロブソンは 1926 年から 20 年間ロンドン大学で行政法、行政学の講義を担当した教授で、その間、終わり頃の 5、6 年間は行政の実務をも体験しており、定年退職後は名誉教授として公共企業体論の講義を続けている。1967 年には美濃部東京都知事の招請により来日し、東京都政に関する報告書を出しており、1968 年にはキリスト教大学の客員教授として再度来日講演などを行なっている。1889 年生まれの大作家で、その経歴が示すように理論がたんなる抽象論に終わることなく、この種の著者としては文字通りの権威である。

(高橋 秀雄)